

東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護規定違反を受けた 同社からの申請案件の今後の取扱いについて

令和3年3月17日
原子力規制庁

1. 基本的考え方

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所において発生した核物質防護規定違反については、現在、東京電力に対して原子力規制検査における検査指摘事項に係る対応を求めているところ。

一方、東京電力からは、柏崎刈羽原子力発電所以外の原子力発電所を含め、原子炉等規制法に基づく許認可又は検査に関する申請がなされているところであり、これらの取扱いについて整理しておく必要がある。

これらの申請案件については、基本的には、当該申請に係る内容が（i）施設の保全ないし管理のための措置の範囲にとどまり、かつ、施設の安全性や核物質防護の維持又は向上に資するものであること、及び（ii）原子炉起動の準備には当たらないと考えられること、の双方に該当する場合には、所要の審査又は検査の手続を進めることとし、具体的には、3. に記載のとおりとしたい。

2. 各原子力発電所の状況

東京電力の各原子力発電所の状況は以下のとおり。

- ① 福島第一原子力発電所（実施計画に基づく廃炉作業中）
- ② 福島第二原子力発電所（廃止措置計画が申請され審査中）
- ③ 東通原子力発電所（新規制基準未申請で建設中）
- ④ 柏崎刈羽原子力発電所（いずれも定検停止中）
 - 1～5号機：新規制基準未申請
 - 6号機：新規制基準の設置変更許可済、工事計画の審査中
 - 7号機：新規制基準の設置変更許可済、工事計画の認可済
保安規定の変更認可済
使用前事業者検査実施中

3. 各原子力発電所に係る申請案件の取扱い

(1) 柏崎刈羽原子力発電所以外の施設について

○審査案件では当面以下のような申請が考えられるが、1. の基本的考え方を踏まえ、これらは廃止措置を円滑に進めたり、施設の安全性や核物質防護の維持又は向上に資するものであることから、手続を進めることとする。

- ・福島第二原子力発電所の廃止措置計画（変更申請）
- ・核物質防護規定（変更申請）
- ・福島第一原子力発電所の実施計画の変更申請
- ・これらのほか、施設の保全ないし管理のための措置の範囲内にとどまり、かつ、安全性を維持又は向上させる個別の設置変更許可、工事計画、保安規定の変更に係る申請

※保安規定（変更申請）、福島第一原子力発電所の実施計画（変更申請）には、東京電力による原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更等が含まれる。

○原子力規制検査等（使用前確認及びなお従前の例によるとされる使用前検査を含む）については、引き続き実施するとともに、その結果に基づく規制上の対応を進める。

(2) 柏崎刈羽原子力発電所について

○審査案件では当面以下のような申請が考えられるが、1. の基本的考え方を踏まえ、これらは施設の安全性や核物質防護の維持又は向上に資するものであることから、手続を進めることとする。

- ・要求事項の変更に伴う核物質防護規定の変更申請
- ・特定重大事故等対処施設などバックフィット案件に係る設置変更許可、工事計画、保安規定の変更に係る申請
- ・これらのほか、施設の保全ないし管理のための措置の範囲内にとどまり、かつ、安全性を維持又は向上させる個別の設置変更許可、工事計画、保安規定の変更に係る申請

○原子力規制検査等（使用前確認及びなお従前の例によるとされる使用前検査[※]を含む）のうち、7号機の燃料装荷のために必要となる原子力規制委員会の試験使用承認に関する手続は、1. の基本的考え方を踏まえ、当分の間保留する。

※（参考）現状では1号機荒浜側焼却設備スラッジ脱水機の改造工事等の使用前検査申請がなされている。